

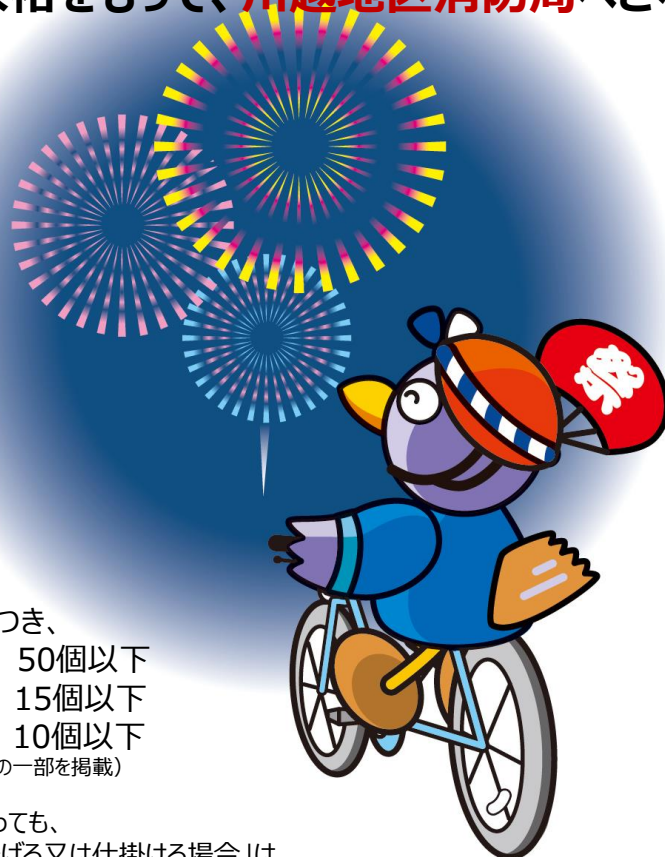
川越市・川島町において

花火の打揚げを計画される方へ

一定量を超えた、花火の打揚げは、
火薬取締法に基づき許可を受ける必要があります。

(火薬類取締法第25条第1項)

打揚げ日までに余裕をもって、川越地区消防局へご相談ください。



埼玉県マスコット「コバトン」

許可が不要な量

同一の消費地において1日につき、

- ・直径 6cm以下の花火 50個以下
- ・直径 6cm超10cm以下 15個以下
- ・直径 10cm超14cm以下 10個以下

(火薬類取締法施行規則第49条第4号の一部を掲載)

※上記の場合（許可不要）であっても、「がん具用煙火を除く、花火を打揚げるとは仕掛ける場合」は、火災予防条例に基づき届出が必要です。

(川越地区消防組合 火災予防条例第45条第2号)

※一定量を超えた花火の打揚げを許可を受けずに行くと、罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、又はその併科）が適用される場合があります。（火薬類取締法第59条第5号、第62条）

問合せ先

川越地区消防局 予防課

所在地：埼玉県川越市神明町48番地4

電話：049-222-0744

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

電話：048-830-8435